

## 歯科診療報酬について①

〔 歯科診療における患者への文書による  
情報提供の在り方について（考え方） 〕

### ○ 文書による情報提供の在り方を検討するに当たっての3つの視点

歯科診療において文書により提供される情報については、診療報酬改定結果検証部会の結果等も踏まえ、以下の視点から、その在り方を見直してはどうか。

- 1 情報提供の時期については、口腔内の状況に変化があった場合や指導管理に変更があった場合など、歯科治療等の進行状況等に合わせて行うこととしてはどうか。
- 2 情報提供が算定要件となる項目については、①情報提供を行うことで、患者の療養の質の向上が図られることが期待できる項目、②治療計画を示したり口腔内の図示を行うことで、患者の歯科疾患に関する理解を深め、納得できる歯科医療を進めることが期待できる項目を中心として整理することとしてはどうか。
- 3 情報提供すべき内容については、歯科医療従事者の負担も考慮して、過不足のない効率的な情報提供を図ることとし、項目間の重複がないようにしてはどうか。

## 歯科診療報酬について②

### (歯科疾患の総合的管理について)

#### 第1 現状と課題

- 1 現行の歯科診療における指導管理については、初診時における総合的な治療計画の立案と一連の治療終了後の継続的管理を除き、齲蝕と歯周病に分かれた指導管理体系となっている。しかしながら、この体系では、実際の歯科治療において、口腔を一単位として考え、口腔全体の治療計画の立案や指導管理が実践されている実情や患者の疾病状況にそぐわない場合がある。(参考資料4～5頁)
- 2 このため、日本歯科医学会において、齲蝕や歯肉炎、歯周病、歯の欠損等継続的な口腔管理が必要な疾患について、口腔を一単位とした総合的管理に関する基本的な考え方の取りまとめが行われ、その結果を踏まえて、患者から見て分かりやすい指導管理体系の構築が必要となってきた。(参考資料6～8頁)
- 3 特に、後期高齢者は、生活の質にも影響を及ぼす歯科疾患の重症化や摂食・嚥下障害の発現等が顕著になる時期であることから、若年者に比べて口腔機能の維持・管理をより適切に行うことが求められている。

#### 第2 現行の診療報酬上の評価

- 1 歯科診療報酬における指導管理等については、初診時における患者への総合的な治療計画等の情報提供と疾患別の指導管理に対して評価されている。

(1) 歯科診療の開始に当たり、患者への病名、症状、治療内容、治療期間、治療計画等の情報提供を踏まえた総合的な治療計画の立案と継続的な指導管理を評価。

- ・ B000-3 歯科疾患総合指導料1 (1回に限り) 130点
- ・ B000-3 歯科疾患総合指導料2 (1回に限り) 110点

(2) 歯科疾患（齲蝕、歯周疾患、歯冠修復及び欠損補綴）に係る一連の治療終了後1年間における継続的指導管理を評価。

・ B004-8 歯科疾患継続指導料（月1回算定） 120点

(3) 歯周疾患に罹患している患者に対し、プラークコントロール、栄養、日常生活その他の療養上必要な指導を評価

・ B001 歯周疾患指導管理料（月1回算定） 100点

(4) 齲蝕又は16歳未満で歯肉炎に罹患している患者又はその家族に対して、療養上必要な指導を評価

・ B000 歯科口腔衛生指導料（月1回算定） 100点

2 補綴物維持管理料については、補綴物の維持管理を行う旨を地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物又はブリッジを作製し、当該補綴物を装着した患者に対して、当該維持管理の内容に係る情報を文書により提供した場合に算定。（参考資料9頁）

・ M000-2 補綴物維持管理料（1装置につき）

1 歯冠補綴物 100点

2 支台とポンティック（ダミー）の数の合計が5歯以下 330点

3 支台とポンティック（ダミー）の数の合計が6歯以上 430点

### 第3 論点

1 歯科医療の実情を踏まえて、口腔全体や歯科疾患の継続管理を含めた総合的な歯科診療に係る指導管理体系の見直しを行うことが必要ではないか。

2 後期高齢者については、心身の特性に照らして、歯科疾患の総合的な管理に加えて継続的な口腔機能の評価及び管理について、特に評価することを検討してはどうか。

- 3 補綴物維持管理料については、その普及・定着の状況を勘案しつつ、総合的な歯科診療に係る指導管理体系の見直しに合わせ、その評価の在り方を検討してはどうか。

## 歯科診療報酬について③

歯科診療における指針等の見直しに伴う  
歯科治療体系の見直しについて

### 第1 現状と課題

- 1 現行の保険診療における歯周疾患の治療や有床義歯の調整指導については、主に「歯周病の診断と治療のガイドライン」(平成8年3月)や「有床義歯の調整・指導についてのガイドライン」(平成6年3月)を参考に実施されている。
- 2 日本歯科医学会において、学術の進歩や医療技術の進展等の変化に伴う治療指針等の見直しが行われたことから、その結果を踏まえた、新たな歯科治療体系の評価が必要となってきた。(参考資料10~12頁)

### 第2 現行の診療報酬上の評価

- 1 歯科疾患(齲蝕、歯周疾患、歯冠修復及び欠損補綴)に係る一連の治療終了後1年間における継続的指導管理を評価している。

・ B004-8 歯科疾患継続指導料(月1回算定) 120点

- 2 義歯を新製した患者に対して、義歯の取扱い、義歯の保存法、義歯の清掃その他義歯の使用に当たって必要な指導や適合を図るための調整を評価している。

・ B004-7 新製義歯指導料(1回に限り) 100点  
・ M035 新製義歯調整料(1口腔につき) 120点  
・ M036 有床義歯調整料(1口腔につき) 60点

### 第3 論点

- 1 治療指針等の見直しの結果を踏まえ、最新の歯科治療体系の実態に合わせた評価を検討してはどうか。
- 2 歯周疾患の基本的治療等を終了して一時的に症状が安定したと判定された患者に対して、歯科医師・歯科衛生士による継続的な治療管理等を評価することを検討してはどうか。
- 3 また、有床義歯の調整指導については、有床義歯の口腔内への調和にとどまらず、咀嚼等の口腔機能の回復や維持にも主眼を置いた管理等を評価することを検討してはどうか。

## 歯科診療報酬について④

安全で安心できる歯科医療を提供する環境の  
整備に向けた取組について

### 第1 安全で安心できる歯科医療を提供する上での課題

- 1 歯科の外来診療においては、①誤嚥等のおそれのある細小な根管治療器具等の歯科治療機材やインレーやクラウン等の歯冠修復物が多用されていることや、②処置に伴い局所麻酔を行う事例が多いこと、③高齢社会の進展等に伴い、全身状態の把握・管理が必要な患者に対する歯科診療の機会が増大していること等から、歯科診療時の偶発症のリスクが高まることが予想されている。さらに、④リスクを高める観血的な処置を行う機会も多い。  
(参考資料 13 頁)
- 2 このため、こうした歯科診療の特性を踏まえ、歯科の外来診療において、安全で安心できる歯科医療を提供する体制の確保がより重要となってきている。(参考資料 14 頁)
- 3 なお、平成 18 年 6 月の医療法改正により、全ての医療機関に対し、各種の医療安全対策を講ずることが義務付けられた。具体的には、医療に係る安全管理のための指針の整備、職員研修の実施、院内報告制度の整備に加え、院内感染対策、医薬品・医療機器の安全使用のための体制の確保が必要とされている。

## 第2 現行の診療報酬上の評価

大学歯学部附属病院及び病院歯科等における入院医療については、入院患者にとってより安全で効果的な入院医療の提供を一層促進させる観点から医療安全対策加算を新設し、医療安全対策に係る取組を評価している。

A224 医療安全対策加算(入院期間中1回 入院初日に算定) 50点

医療安全部門に所属する専従の医療安全管理者が医療安全に係る状況を把握し、その分析結果に基づいて、医療安全確保のための職員研修や各部門における医療安全管理の担当者への必要に応じた支援等医療安全確保のための業務改善等を継続的に実施し、その結果を記録している場合に算定できる。

## 第3 論点

歯科の外来診療において、患者にとって安全で安心できる総合的な歯科医療環境の整備に向けた取組を評価を検討してはどうか。

## 歯科診療報酬について⑤ (歯科技術の評価の見直しについて)

### 第1 歯科技術に対する評価の現状と課題

- 1 歯科診療報酬における技術については、歯科医療技術の進展や歯科医療材料及び医療機器の進歩も勘案し、医療技術評価分科会や先進医療専門家会議における検討を踏まえ、評価を行ってきたところである。また、医療費の適正化や診療報酬体系の簡素化を図る観点等から、陳腐化した技術や同様の手技等と考えられる技術等の評価の見直しを行ってきたところである。
- 2 平成18年度歯科診療報酬改定においては、平成17年に日本歯科医学会が実施した「歯科診療行為(外来)のタイムスタディー調査」の結果を参考に、重要度、難易度、必要時間等に応じて、歯周基本治療、根管治療及び歯冠修復について評価の見直しを行った。
- 3 しかしながら、旧来型の技術の中には、齶蝕歯に対する充填治療等のように、一つの医療技術を複数の構成要素に細分化し個々の要素の評価を行っている技術や、一部の補綴関連検査等のように、実施率が極めて低い技術が存在している。(参考資料15～16頁)
- 4 また、デジタル映像化加算等のように、医療機器等の進歩とその普及状況に応じて、その評価を歯科診療報酬と並行して検討すべき技術がある。
- 5 こうした技術は、歯科診療報酬体系の簡素化等の観点から、その評価の在り方について見直しを行うことが必要と考えられる。

## 第2 論点

歯科医療技術について、医療技術評価分科会や先進医療専門家会議における検討を踏まえつつ、併せて、以下の点を検討してはどうか。

- 1 歯科診療報酬体系の簡素化を図る観点から、
  - (1) 一つの治療技術として定着している関連性・共通性の高い複数の技術について、一体的に再評価することを検討してはどうか。
  - (2) 実施率が極めて低い技術については、同様の目的を有する類似の技術を統合する等評価の在り方を見直すことを検討してはどうか。
  
- 2 医科診療報酬の検討と並行して検討すべき技術について、その評価の在り方を見直すことを検討してはどうか。